

# 中労委(P)証人尋問！

10月26日、中央労働委員会において、多くの組合員の傍聴参加のもと、中労委(P)の証人尋問が開催されました。また、会社側傍聴も30数名の傍聴者が業務として参加していました。その中で、関西からも、わざわざ東京まで出張扱いで傍聴に来ていました。

証人尋問は、はじめに会社側証人、石原元勤労課担当課長の証人尋問が行われました。その後、本橋本部執行委員、多田関西地本執行委員、松本大仕両分会長の証人尋問が行われました。

中労委(P)は、大阪府労働委員会で、会社が、組合からの協約の解釈に関する団体交渉の申し入れを拒否したことは不当労働行為だと認められましたが、組合掲示板からの不当な掲示物撤去は不当労働行為だと認められなかったため中央労働委員会に申し立てを行ったものです。

## 本橋・多田・松本証人が会社の不当性を堂々と証言！

組合側証人の3名からは、「ボーナスカットされることで、専任Vへ差別、選別されている東海労組合員の現実」そして、「不当なボーナスカットを明らかにした、組合掲示物を協約違反として撤去したことは、正当な組合活動に対する介入である。」また、「会社は、ボーナスカット理由を組合掲示物で明らかにされると、現場管理者と社員との間で軋轢が生じ、職場規律が乱れる」と主張している事に対して、「そういった事実は一切ない」と各職場での事実に基づき力強く証言しました。

会社側からの反対尋問では、会社側弁護士の揚げ足を取ろうとする姑息な質問に対して、組合側3名の証人たちは、逆に会社側弁護士に対して指摘する場面もあり、何ら焦る事なく落ち着いて対応しました。

## 柳楽本部執行委員が会社側石原証人への反対尋問を行う！

会社側石原証人への反対尋問は、柳楽本部執行委員が行いました。反対尋問では、「本件掲示物撤去要件は基本協約228条の会社の信用を傷つけ、職場規律を乱すという条項に該当したから撤去したのか」「どのように会社の信用を傷つけたのか」「どのように職場規律が乱れたのか」「291条、292条は掲示物撤去要件ではない」と鋭い反対尋問を行い会社側証人は、会社の正当性を明確には主張できず言い訳的な証言に終始していました。柳楽本部執行委員は、堂々と事実を突きつけ会社側証人への追及におおいに奮闘し、会社の行為が東海労への不当労働行為であることを明らかにしました。

今回の証人尋問をもって中労委(P)は結審となりました。これまで、様々なご指導、ご支援、ご協力を頂いたすべての仲間の皆さん大変ありがとうございました。この中労委(P)の闘いの成果を確認し、さらなる団結を強化してこれからも闘って行きましょう。